

FIA フィットネス関連施設における
新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン



(一社) 日本フィットネス産業協会

2022年12月8日

はじめに

平素より当協会の活動に対し、ご理解とご支援を賜り有難うございます。

この度、『FIA フィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン』が改訂されることとなりました。

10月に国があらたに示した新型コロナウイルス感染症予防対応に関する基本的対処方針を受けての改訂となります。

徐々に社会全体の動きもコロナ禍前に戻りつつありますが、一方では感染拡大の第八波に直面している今日、感染状況に応じた臨機応変な感染予防対応が一層もとめられます。

今回の改定に於ける重要な考え方としては、新たに国が示す感染予防拡大防止に関する基本的対処方針を勘案しつつ、引き続きフィットネス関連施設が一般的な日常生活に於ける屋内環境よりも、利用者の呼気が活発化する環境であるという認識を引き続き重要視することを前提とします。

その上で、感染拡大を引き起こさないために以下の点を特に重視しました。

- マスク着用のルールについては、全館に於いて距離が確保でき会話を行わない場合をのぞき、引き続きマスクの着用をお願いする。
- 館内での会話の制限やマスク着用等に関するマナーの遵守に関して、各施設に於いて会員自らが遵守していただけるよう各社において工夫をする。
- このガイドラインはあくまでもフィットネス施設でのコロナ感染症予防のための最低基準であり、このラインを厳守することを前提に、各社が必要に応じて独自にガイドラインの基準を積み上げていくものとする。

フィットネス関連施設の運営に当たられる各社様におかれましては、新たなガイドラインの位置づけと、そこに示す感染予防対策における重点ポイントについてご理解いただいた上、今後は各社様独自での感染予防対応に対して責任をもってご判断いただき、各施設の所在する自治体の方針や感染状況に応じた対応を適宜ご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

運動機会を提供する私たちの取り組みが、日本社会の真なる健康づくりを支える重要なインフラとして、その役割を発揮する好機がさらに広がることに繋がります。

フィットネス業界全体が一丸となって、運動習慣の定着による健康的なライフスタイルを日本社会にさらに広げて行けるよう、引き続き頑張ってください。

(一社) 日本フィットネス産業協会
会長 花房 秀治

フィットネス関連施設におけるガイドライン改定にあたっての前提

《総論》

フィットネス関連施設は、運動の場を提供することを目的としている。そのため、その利用者は日常生活における活動時よりも高い強度の身体活動を行うことから呼吸が活発になる場合が引き続き想定される。

まずはこの理解に立ち、運動を行う場合には、安全な対人距離の確保と会話の禁止の徹底を前提に、その条件が満たされない場合に於いてはマスク着用をお願いするなど、状況に応じた対策が求められるという認識を持ち、施設提供にあたり環境とルールを整備に努めなければならない。

また、再度の感染の拡大を常に想定し、なおかつ感染予防に対する社会全体の反応や周辺地域の実情を勘案し、感染リスクが高いと考えられる場合には、各社に於いて的確に判断し、最低限の感染予防対応基準を示す本ガイドラインに提示されている実施要件よりも厳しい判断のもと、臨機応変に感染拡大の予防に対応することが求められる。

① フィットネス関連施設においては、新型コロナウイルス感染予防について、引き続き安全確保対策を徹底して実施することが求められる。

特に、感染の自覚症状がないままウイルスを広めてしまう可能性を十分に考慮し、施設利用者の入館時における最低限の健康チェックを実施する。具体的には施設利用時の注意事項の確認並びに、体調が思わしくない場合には来館を控えていただくように、5頁に示すような館内掲示やHPへの掲載をもって会員へ呼びかけ、実行の徹底を強く求める。

② 厚生労働省が示す感染リスクが高まる「5つの場面」のうち、特にフィットネス関連施設に於いては、下記の各場面が該当するところを具体的に点検し、以下に示すように個々の場面に重点を置いた対策を実施する。

(場面3) マスク無しでの会話

具体的には、ジム、スタジオ、ロッカールーム、プール、シャワー、サウナルーム等

(場面4) 狭い空間での共同生活

具体的には、スタッフルーム、事務所等

また、三密(密集・密閉・密接)のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるように努める。

③ 飛沫感染対策

全館に於いて適切な距離が確保でき会話を行わない場合をのぞき、引き続きマスクの着用を推奨する。

- マスクを持参していない利用者の入館をお断わりする。必要に応じて店内でマスクを販売する等の対応も想定される。
- 従業員についてはマスクの着用を前提とすること。
- マスク着用については、不織布マスクが望ましい。
- 特に施設内での運動時に於いては、体温の上昇に伴う熱中症や呼吸困難などのリスク回避、さらにはマスク着用を支障をきたす可能性のある特定の健康状態も有する利用者への対応も考慮しなければならない。
- マスク着用については以下のルールを徹底する。
 - ＞運動時の不意なくしゃみや咳を想定して、マスク等を携行することをお願いする。
 - ＞適切な対人距離が確保できない場面や、会話をする場合に於いてはマスクの着用が、実行されるように対策を図る。
 - ＞マスクを着用する場合に於いては、利用者が自ら体調に応じて運動に適したマスクを着用することを妨げない。

「ガイドライン別添資料」及び「室内運動施設におけるマスクによる熱中症予防について」を参考に、息苦しさや脈拍の増加、熱中症の回避等を念頭に、マスクの着用法については、以下の厚生労働省HP「マスクの着用について」も参照。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html
- 感染予防のための適切な距離を確保するように施設・設備、スタジオプログラム運用等、利用にあたってのルールを各施設に於いて適宜規定する。
- 施設内で特に会話する可能性のある場所を特定し、マスク無しでの会話の禁止を徹底するよう個別に、施設内掲示等を行うなどの対応をとる。
- 適切な空調設備を活用した換気又は窓開けを徹底する。
- 乾燥する場面では換気を最優先とした上で適切な湿度を保つことに十分な配慮する。
- 接触感染のリスクチェックポイント(適切な消毒の徹底)
- 変異株の拡大も踏まえスタッフ、利用者共に適度な手・指の消毒を呼びかける。

④ 感染症罹患者が誤って入場してしまうリスクへのチェックポイント

- 施設入口に注意喚起を掲示(見やすい場所に見やすい大きさに掲示)
- 施設入場時に健康チェックを行う

⑤ 適切な消毒液については、以下の厚生労働省のホームページも参照する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

⑥ ガイドラインの見直しについて本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成していることから、今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すものとする。

利用者への注意喚起（ホームページ・店頭掲示・書面配布等）

- ① 施設利用時の注意事項並びに、体調が思わしくない場合には来館を控えていただくことを周知する。具体的には、以下の内容に則した館内掲示や HP へ掲載するなど会員へ呼びかけ、実行徹底を強く求める。

変異株の拡大も踏まえ、クラブ内での感染拡散を防ぐため、そしてお客様ご自身の予防のためしばらくの間、以下の点を厳守の上ご利用いただきますよう、強くお願い申し上げます。

●館内においてはマスクの着用をお願いします。

●入館時は必ずマスクを着用してください。

（マスクを着用していないお客様は入館をお断りする場合もございます）

●マスクを携行し、特に適切な対人距離の確保ができない、または会話をされる時は必ずマスク等を着用していただきますよう、お願いします。

また、マスクの着用においては確実に鼻と口を覆うように正しくご着用ください。鼻を出した着用等は原則禁止とさせていただきます。

●スタッフ全員がマスク等を着用させていただきます。

●入館されたら、入口の消毒液にて必ず手の消毒を行ってください。

●以下に該当すると感じる点がある方のご来館は固くお断り申し上げます。

〔次の症状に該当するお客様〕

* 来館前必ず体温を測定いただき、発熱（例えば平熱よりも1度以上）を確認された方。

* 咳やくしゃみなど風邪の症状が続いている方（軽い症状の方も含みます）

* 過去 48 時間以内に熱があった方。

* 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方。

* 咳、痰、胸部不快感のある方。

* 味覚・嗅覚に少しでも違和感のある方。

* 過去 10 日以内に、新型コロナウイルス感染症陽性とされた方、或いは陽性者の感染期間内に陽性者と接触した日を 0 日して、翌日から 5 日間を経過していない方。

* 海外渡航歴を有する方については、政府が定める日本入国時の検疫措置に沿って対応いただきますようお願いいたします。以下の外務省 HP（水際対策）を参照。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

* 身内や身近な接触者に上記の症状がみられる方、該当する点がある方

●特に、高齢者の方は運動前の体調チェックと予防対策に万全を期してください。

●基礎疾患がある方、人工透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方については、感染予防対策をしっかりと行い、比較的空いている時間にご利用いただくなど、十分注意してご利用ください。

既存事業への対応

- ア. イベントを開催するにあたってフィットネス施設を利用する場合には、当ガイドラインの各エリアにおける対策を遵守する。
- イ. その他当ガイドラインに定めのないイベント開催や運営に必要な項目、あるいは定めのない場所でスポーツ、フィットネス関連のイベントを開催する場合に必要な対策については、公益財団法人日本スポーツ協会の作成する『スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン』や、開催地の自治体が定めるイベント開催時の方針やガイドラインに沿って実施する。

幼児・就学前児童・児童等を対象としたスクール等への対応

- ア. 幼児・就学前児童・児童を対象としたスクール事業への対応については、文部科学省及びスポーツ庁及びその他関係省庁が各都道府県の教育関係機関に対して通達する感染予防対応並びに熱中症等の防止対応に則した対応を行う。

店舗の各エリアにおける対応

ア. 入口及びフロント

[入口]

- 注意喚起の掲示の徹底

P5に示した注意喚起を、入場前のお客様の目に必ず触れる位置(場所、目線の高さ)に掲示、またはホームページに掲載して周知する。

- 消毒液の設置

ウイルス侵入の水際である入口へ消毒液を設置し、適度な消毒履行を促す。

[フロント]

- 対応をするスタッフはマスクを着用し、対応前後には手指の消毒を心がける。

- 利用者に適度な頻度での手指の消毒を呼びかける。受付時の書面の記入や手渡しでの現金の授受は回避することが望ましい。

(例:インターネットによる事前登録、電子決済の利用等)

- 施設内の密を避けるため、各エリアの運用に基づいた適切な距離を確保する。

- 入館時にマスク等を着用しているかを掲示或いは口頭にて必ず確認し、着用していない場合は入館をお断りする可能性があることを伝える。

※病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないよう十分配慮するとともに適切な感染対策を講じる。

- 館内放送設備を活用し、以下に示すような感染拡大予防に関する注意事項のアナウンスを定期的実施することを推奨する。
 - ・適度な頻度での石鹸による手洗いを励行
 - ・入館・退館時の消毒
 - ・適切な対人距離の確保
 - ・マスク等を着用しない会話の禁止。

イ. 更衣室・ロッカールーム・パウダールーム・浴室・サウナ

- マスク等を外す場合には、会話を禁止し、会話をする際は必ずマスク等を確実に鼻と口を覆うことを周知する。
- 常時換気を徹底する。
- 適切な消毒液を設置し、適度な手指の消毒を利用者に促す。消毒液の確保が難しい場合には、石けんによる手洗いの実施を推奨する。
- 浴場やサウナに於いては
全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会及び、公益社団法人日本サウナ・スパ会が策定した感染予防対応ガイドラインを参考にする。

『浴場業(公衆浴場)における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン』

https://www.seiei.or.jp/chuoukai/images/guide_yokujuyo_bcp.pdf

『サウナ・スパ関連施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン』

https://www.sauna.or.jp/pdf_files/2020NewCoronavirusCountermeasuresGuidelines4.pdf

ウ. トレーニングジム、スタジオ等の運動するエリア

- 運動中のマスク等の着用を推奨する。
 - >安全に運動するためにマスク等を外してトレーニングする場合は、適切な距離を確保した上で、会話は禁止とする。
 - >運動する際はマスクを必ず携行する。
 - >トレッドミルやバイクなど、カーディオトレーニング系のマシン機材を設置するゾーンに於いては、パーテーションの設置及び対面設置の回避により飛沫防止の対策を講じる。
- 室内の適度な消毒を心がける。
- トレーニングエリアが密閉された空間となることを防ぐため、適切な空調設備を活用した換気をする、又は窓がある場合は適宜窓開けを徹底する。
- 密の回避、飛沫感染防止に関して利用者が安心してトレーニングを実施できるよう機材の配置については、適切な間隔確保や対面回避配置などの工夫が推奨される。

- グループレッスンを実施する際には、適切な距離の確保を前提に、プログラムの運動強度や参加者の移動、位置などを考慮し、適宜感染予防対応に求められる対策を講じる。
- レッスン指導者はマスク、ネックゲイター等を着用し、受講者との適切な距離を確保する。
- 道具等を適度に消毒する。
- レッスン前のスタジオ入口に於ける参加者入場待機場面では、順番待ちの密集が生じないよう、適切な距離を確保する。床にシールを貼付するなどの工夫が推奨される。

エ. プール

- 入水時以外のプールサイド等に於いてはマスクを着用していない場面での会話は禁止とする。
- 発声を伴うアクアプログラムを実施する場合は、指導者はマスクやネックゲイター、フェイスシールド等を着用し、受講者との適切な距離を確保する。
- 指導者の指導やプールガードの注意喚起において求められる会話をする場合は、マスクを着用する。

オ. 利用者用休憩スペース/ギャラリー

- マスク等を着用していない場合は、会話を禁止とする。
- 常時換気を徹底する。

カ. 従業員用休憩スペース

- 職場の室内等でのマスク着用を原則とする。
(マスク着用に支障をきたす可能性のある特定の健康状態も有する者に対しては、適切な配慮をする)
- 常時換気を徹底する。
- 飲食等でマスク等を外す場合は必要最低限の時間とし、会話は禁止とする。
- 密な状況が発生しないよう対策を講じると共に、対面となる状況を避ける。
- 休憩の前後には必ず手指消毒を行う。

従業員（インストラクター含む）の行動規範

- 感染した場合、多くの会員等に影響を与える職業であることを自覚し、平素から3密を避けるなどの感染防止を心がける。
- 発症した場合を想定し、日常生活に於いて“誰とどこで会っていたか”を各個人がわかるようにしておく。

- 各店舗が所在する地域の感染状況に常に注意を払っておく。
- ユニフォームや衣類はこまめに洗濯する。

従業員（インストラクターも含む）の健康管理

- 平熱よりも熱がある場合は即出勤を停止する。
　　>最低限出勤時にチェックし、その結果を記録し上長が確認する。
- 有症状者（発熱又は風邪等の症状）は出勤停止とし、自宅療養をする社内ルールを徹底する。
- 従業員に於いて陽性者との接触があった者については、高齢者との接触や感染リスクの高い行動を控える。
- 会議を実施する場合、三密の回避、換気の徹底、身体的距離の確保、時間を短くすること、マスク着用に留意すること。

感染者情報に接した場合の対処（保健所からの通知・本人からの通告）

- 感染者の利用が起きた場合の対応については、各社において適切に対応できるよう事前の検証が望ましい。
- 深刻な感染拡大等の問題が生じた場合には一般社団法人日本フィットネス産業協会に状況の報告を行う。

(一社)日本フィットネス産業協会連絡先

電話:03-5207-6107

e-mail: info@fia.or.jp

「新たな生活様式」について

- 「新しい生活様式」については、厚生労働省が「新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表しているので、それを参照の上、クラブ運営に積極的に活用することを奨励する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

- 国や自治体から感染症対策として求められる協力については、可能な限り協力する。

<参考>

首相官邸 新型コロナウイルスへの備え

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

首相官邸 感染症対策特集

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/index.html>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

外務省 海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

2020.03.03 1 版
03.04 2 版
03.10 3 版
03.17 4 版
03.18 5 版
04.08 6 版
05.25 7 版
11.06 8 版
11.19 8.1 版
2021.12.01 9 版
2022. 7. 7 10 版
2022.12. 8 11 版